

Ok! Doki ポイントプログラム利用規定にかかる特則

第1条（本特則の適用）

1. 本特則は、Ok! Doki ポイントプログラム利用規定（以下「本規定」という。）に定めるサービス内容に関し、当社が発行する JCB デビットカードの会員に適用されます。
2. 本特則に定めのない事項については、本規定および JCB デビット会員規約（個人カードに適用される会員規約を「JCB デビット会員規約（個人用）」、法人カードに適用される会員規約を「JCB デビット会員規約（法人用）」といい、これらを総称して「JCB デビット会員規約」という。）が適用されます。
3. 会員が JCB ブランドのクレジットカードとデビットカードの双方の貸与を受けている場合、クレジットカードに付帯する Ok! Doki ポイントプログラムについては、本規定のみが適用となります。

第2条（本規定の変更）

1. 本規定第1条第2項を以下のとおり変更します。「Ok! Doki ポイントプログラムは両社が定める JCB ブランドのデビットカード（以下「カード」という。）に関する JCB デビット会員規約に規定する付帯サービスとして提供されます。」
2. 本規定第1条第3項を以下のとおりに変更します。「3.Ok! Doki ポイントプログラムは、各 JCB 会員規約を承認のうえ、当社より JCB ブランドのデビットカード（以下「カード」という。ただし、ホームページ等で両社が Ok! Doki ポイントプログラムの対象となることを通知・公表しているものに限り。）の貸与を受けた個人カードの本会員および家族会員、ならびに法人カードの法人会員およびカード使用者（以下総称して「会員」という。）を対象とします。」なお、本規定第1条第2項から「（以下「カード」という。）」との文言を削除します。
3. 本規定第1条第5項を以下のとおりに変更します。「5. JCB デビット会員規約（個人用）に規定される本会員および JCB デビット会員規約（法人用）に規定される法人会員を総称して「本会員等」といいます。」
4. 本規定第2条第3項を以下のとおりに変更します。「3.会員は、当社、JCB、および JCB クレジットカード取引システムに参加する JCB の提携会社（以下「JCB の提携会社」という。）が問い合わせ対応、ポイント管理、および Ok! Doki ポイントプログラムのサービス提供に必要な事務を行うため、JCB デビット会員規約（個人用）に規定される会員については、住所、氏名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、JCB デビット会員規約（法人用）に規定される法人会員については、住所、法人名・代表者名、電話番号、会員番号、ポイント残高、会員の種別、ポイント有効期限、商品交換申込履歴、その他ポイントに関連する情報を、共同利用することに同意するものとします。JCB の提携会社は JCB カードサイト (<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) にてご確認いただけます。

5. 本規定第3条第1項を以下のとおりに変更します。「1.当社は、振替金額（前月16日から当月15日まで（以下この期間を「標準期間」という。）の会員のポイント付与の対象となるショッピング利用代金をいう。）の合計（1,000円未満切捨て）に対し、1,000円（税込）につき1ポイントを標準期間の末日の翌月1日（以下「ポイント付与日」という。）にカードごとに本会員等に付与します。これを通常獲得ポイントといいます。ただし、両社所定のカードについては標準期間およびポイント付与日が異なるものがあります。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。
6. 本規定第3条第3項の規定はデビットカードの会員には適用されません。
7. 本規定第3条第4項を以下のとおりに変更します。「4.加盟店から、当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上傳票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する売上確定情報の到達が遅れる場合があります。この場合、ポイント付与日は、当社に売上確定情報が到着した日が属する標準期間の末日の翌月1日となります。
8. 本規定第4条を以下のとおりに変更します。「海外現地通貨引き出しサービスにより引き出した金額および金融機関利用料、JCB デビット会員規約に定める手数料、費用（年会費など）、および一部のデビットショッピング利用代金（Edy・モバイル Suica・SMART ICOCA の各チャージ利用代金、募金の利用代金など）（以下総称して「対象外代金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。対象外代金の最新の情報については、JCB カードサイト（<https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.html>）をご参照ください。対象外代金は、予告なく変更または追加される場合があります。また、両社所定のカードについては、上記以外の付与対象外取引があります。詳細は各ご利用ガイドをご参照ください。」
9. 規定第6条を以下のとおりに変更します。「付与されたポイントの残高は、会員専用WEBサービス「MyJCB（マイジェーシービー）」（ユーザー登録が必要となります。）および電話（商品申込・カタログ請求ダイヤルまたは両社所定のJCBポイントプログラム係）にて確認いただくことができます。電話番号は、JCB カードサイト、Oki Doki ポイントプログラムのカタログ等に記載しております。なお、これらの方法で確認できるポイントの残高は、閲覧、閲覧または聴取した時点における最新情報ではないことがあります。」
10. 規定第8条第2項を以下のとおりに変更します。「2.付与対象取引の年間利用代金によって本会員等のメンバーランクが確定し、そのメンバーランクに応じて、本会員等が所有するカードごとにポイント付与数の加算等の措置が適用されます。なお、JCB デビットカードにおける付与対象取引の年間利用代金の集計対象とする会員の範囲は個人カードは本会員および家族会員の利用代金、法人カードは法人会員および全てのカード使用者の利用代金とします。」
11. 規定第8条第6項を以下のとおりに変更します。「6.加盟店から当社、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上傳票および売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員等への当該ショッピング利用に関する売上確定情報の到

着が遅れる場合があります。この場合、本特則第 2 条第 7 項により変更された本規定第 3 条第 4 項に定めるポイント付与日に基づいて、前項の優遇措置の適用の有無が決定されるものとします。」

12. 規定第 9 条第 1 項を以下のとおりに変更します。「1.JCB デビットカードにおけるポイントを特典と交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。」

適用会員規約	交換できる会員 (以下「交換可能会員」という。)	家族会員ならびに カード使用者の交換の 根拠	交換できるポイントの範囲
JCB デビット会員規約 (個人用)	本会員および家族会員	家族会員の交換は、本会員から授与された代理権による	第 3 条第 1 項に基づき本会員に付与されたポイント
JCB デビット会員規約 (個人用) および指定口座振替特約	本会員		第 3 条第 1 項に基づき本会員に付与されたポイント
JCB デビット会員規約 (法人用)	法人会員およびカード使用者	カード使用者による交換は、法人会員から授与された代理権による	第 3 条第 1 項に基づき法人会員に付与されたポイント

13. 本定第 9 条第 8 項を以下のとおりに変更します。「8.交換した特典の送付先は両社に届け出られた本会員等の住所のみとし、国内に限ります。」

14.本規定第 13 条第 1 項を以下のとおりに変更します。「1.ポイントの有効期限は以下表のとおり (例えば、ゴールドカードの場合、2024 年 2 月 1 日に付与されたポイントは 2027 年 2 月 15 日まで有効) となります。ポイントの有効期限に関する詳細情報については JCB カードサイト (<https://www.jcb.co.jp/point/about/>) をご参照ください。

一般カード	ゴールドカード	プラチナ
ポイント付与日から 2 年間 (24 ヶ月) を経過した日 が属する月の 15 日	ポイント付与日から 3 年間 (36 ヶ月) を経過した日が属する月の 15 日	ポイント付与日から 5 年間 (60 ヶ月) を経過した日が 属する月の 15 日